

群馬県住生活基本計画 2021

令和4年3月

群馬県

計画の概要

計画期間

本編 2 ページ

令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間

基本目標

本編 28 ページ

本県の目指す姿として「多様な県民」「誰一人取り残さない」「幸福を実感できる」「自立分散型の社会」に着目し、次のとおり基本目標を設定します。

多様な県民の居住ニーズに応える住まい・まちづくり

誰一人取り残さない安全・安心の住まい・まちづくり

幸福を実感できる住まい・まちづくり

自立分散型の社会に対応した住まい・まちづくり

施策の展開

本編 30 ページ

基本目標 1 多様な県民の居住ニーズに応える住まい・まちづくり

本編 30 ページ

(1) ニューノーマルに対応した住まい方の推進



① 多様な居住ニーズに対応した居住選択の充実

テレワークや多地域居住をはじめとした新たな住まい方の普及を促進します。

② 快疎な住まい方の推進

快疎な住まい方、ローカル・スマートシティ、ニューノーマルなどに関する情報発信を推進します。

(2) 群馬の魅力を活かした住宅のDXの推進



① 新技術やDXを活用した住宅の普及促進

スマートハウスやDXの普及を促進します。

② 新技術による住宅の生産性の向上

生産性向上の仕組みへのAIの導入を図ります。

(3) 安心して子どもを産み育てられる住まいの充実



① 公営住宅のストックの利活用による子育て世帯向け住宅の供給

子育て世帯やひとり親世帯向けの制度を推進します。

② 民間住宅市場における若年世帯・子育て世帯向け住宅の流通

居住性能の高い住宅の普及を促進するとともに、住み替えや持ち家取得を支援します。

(4) 子育てしやすい良好な地域づくり



① 助け合いによる子育て体制づくり

居住支援を行うとともに、同居・近居や地域コミュニティによる見守り体制づくりを促進します。

② 子育て環境の充実

育住近接などの情報発信を行うとともに、地域の支援機能の整備を推進します。

(5) 高齢者・障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの充実



①住宅のバリアフリー化や断熱性能の向上の促進

各種住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を促進します。

②民間賃貸住宅市場の整備

高齢者向けの賃貸住宅の供給を支援するとともに、多文化共生に対応した支援を行います。

③高齢者の持ち家資産の多様な活用の促進

リバースモーゲージやリースバック、生前対策、住み替えなどの普及を促進します。

(6) 高齢者・障害者等が住み続けられる地域づくり



①高齢者等の見守り体制づくり

地域包括ケアシステム合わせて見守りサービスを普及促進するとともに、障害者の居住を支援します。

②郊外の住宅団地の維持、再整備

生活利便施設等の立地を誘導するとともに、C C R Cを促進します。

基本目標 2 誰一人取り残さない安全・安心の住まい・まちづくり

本編 40 ページ

(1) 自然災害による死者ゼロに向けた住まいのレジリエンス機能の向上



①住宅の耐震化の促進

耐震診断・耐震改修を支援し、総合的な震災対策を普及促進するとともに、技術者の養成を推進します。

②災害リスクの低いエリアへの住宅立地誘導

公営住宅の移転・集約化を検討します。

③災害時にも居住継続が可能な住宅設備の普及促進

蓄電池、太陽光発電、食料備蓄、雨水貯留浸透施設の整備を促進するとともに、断水対策を推進します。

④住まいのレジリエンスに関する意識向上

災害リスクに関する情報を発信するとともに、住宅の電気設備の浸水対策を促進します。

(2) 被災時でも住み続けられる仕組みづくり



①住宅の応急修理体制強化

民間事業者や業界団体との連携体制を構築します。

②被災者向けの住宅の供給推進

災害公営住宅を確保するとともに、民間賃貸住宅を活用します。

③災害時の緊急体制の整備

公営住宅を活用するとともに、災害時の緊急対応における人材を育成します。

(3) 民間賃貸住宅によるセーフティネットの充実



①既存の民間住宅ストックを活用したセーフティネットの補完

セーフティネット住宅の登録やひとり親世帯向けシェアハウスの普及を促進します。

②民間賃貸住宅への円滑な入居

オーナーへの意識啓発や入居に関する相談体制づくりを推進するとともに、情報発信体制を強化します。

(4) 公的賃貸住宅によるセーフティネットの充実



①公営住宅の整備

公営住宅の更新や長寿命化、住戸改善事業を推進するとともに、地域拠点化を検討します。

②公営住宅の管理の適正化

住宅確保要配慮者向けの入居制度や入居者管理を推進します。

③公営住宅の活用

公営住宅敷地を活用した民間アイデア（活力）による地域活性化を推進します。

（５）官民共創コミュニティによる居住支援の推進



①居住支援協議会による活動の促進

市町村居住支援協議会の設立を支援します。

②居住支援法人によるサービスの普及促進

居住支援法人への登録を促進するとともに、その活動を支援します。

基本目標 3 幸福を実感できる住まい・まちづくり

本編 47 ページ

（１）既存住宅流通の円滑化



①流通のための仕組みの普及促進

安心R住宅や既存住宅の流通に資する情報提供を推進します。

②既存住宅市場に関する情報提供や相談体制の整備

ぐんま住まいの相談センターの利用を促進します。

（２）質の高い住宅ストックの形成



①既存住宅のリフォーム支援

住宅の性能や魅力を向上させるリフォームを促進し、特に再生可能エネルギー導入を支援します。

②リフォームや住宅の取得に関する資金調達の支援

リフォームや住宅の取得における金融機関等との連携体制を強化します。

③安心してリフォームできる環境整備

群馬県安心リフォーム事業者登録制度の普及と事業者の育成を促進します。

（３）住宅の適正な管理



①長期にわたり利活用可能な良質な住宅の供給

認定長期優良住宅の普及を促進します。

②住宅の適正な維持管理

住宅履歴情報の普及や住宅・住宅地の管理を促進するとともに、賃貸住宅管理業に係る登録制度を周知します。

③マンションの適正管理の促進

マンション管理適正化推進計画に基づき、マンションの適正な管理を促進します。

基本目標 4 自立分散型の社会に対応した住まい・まちづくり

本編 51 ページ

（１）カーボンニュートラルを目指した住まいづくり



① 環境や健康に配慮した住宅の供給

高い省エネ性能や再生可能エネルギーが導入された住宅や施工技術の普及を促進します。

②県産木材等の利活用促進

県産木材の利用率向上やサプライチェーンを構築するとともに、地場産材の普及を促進します。

(2)「ぐんま」の住まいづくり



①地域特性に対応した住宅供給の促進

「快疎」な住宅の普及を促進するとともに、技術者や職人の育成や古民家の再生・活用を推進します。

②快疎な住宅地の形成

良好な景観づくりや地域の拠点づくりとネットワーク化を促進するとともに、地域活動を支援します。

③住宅・住宅地の安全対策

犯罪の防止に配慮した住宅の普及を促進するとともに、県民への地域活動の啓発を行います。

④住教育の推進

住宅について自ら考えてもらうための場や機会づくり、住教育の体制づくりを推進します。

(3) 空き家等の適切な管理



①空き家等の発生予防

認知症等に伴う空き家等の発生を抑制するとともに、土地・建物の所有者不明化の防止を図ります。

②空き家等の管理

管理サービスや財産管理制度の普及を促進するとともに、管理不全の空き家は解体・撤去を促進します。

(4) 空き家等を活用した地域活性化



①総合的な空き家対策の促進

空き家情報の活用を推進するとともに、リノベーションまちづくりを促進します。

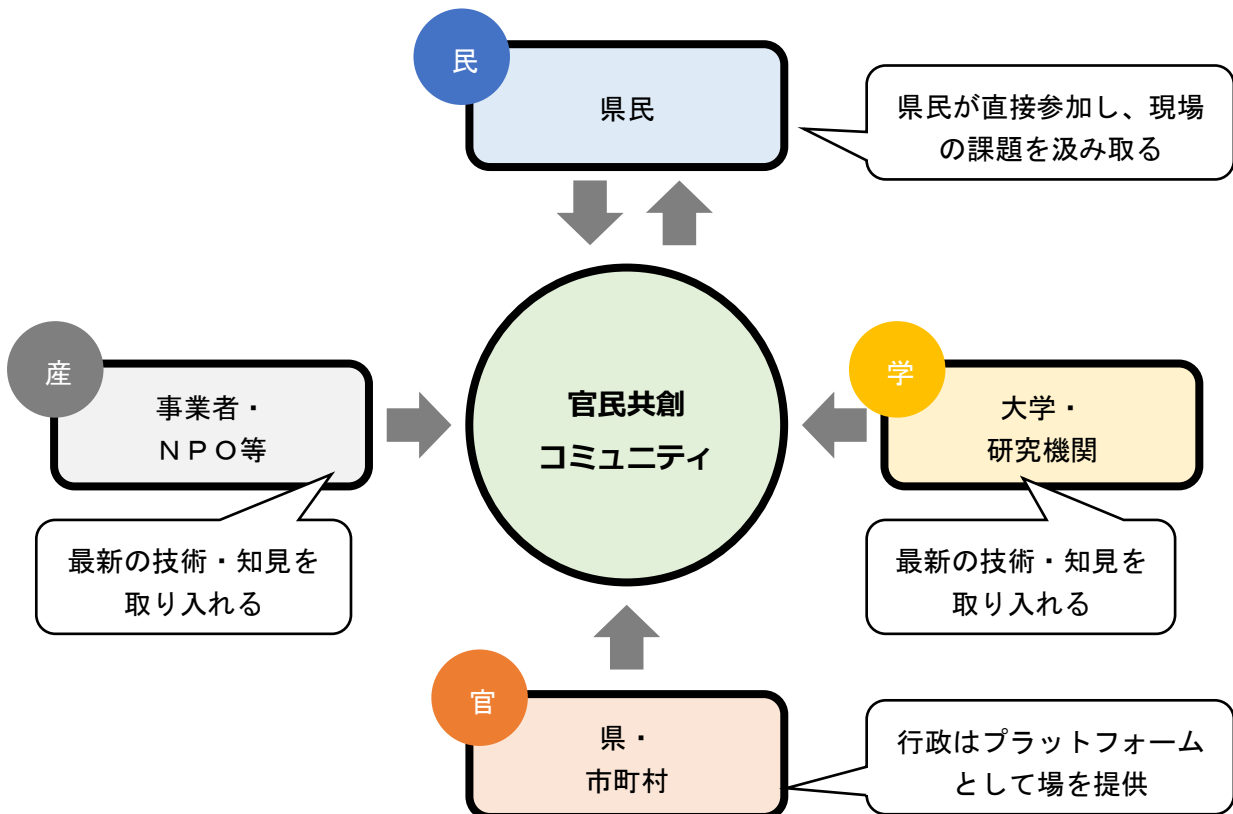
②空き家等の流通・活用

空き家の利活用のための障壁除去や地域による活用の仕組みづくりを促進します。

推進体制

本編 71 ページ

本計画は、事業者や研究機関、地域の団体などさまざまな主体が連携し、公的サービスの一翼を担っていくことで、新たな公共のイノベーションを生む「官民共創コミュニティ」により推進します。



序章

1. はじめに

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、日々の営みの中で、疲れを癒やし、くつろぎ、憩い、英気を養うための、かけがえのない私的な空間であるとともに、地域社会やまちなみを構成する重要な要素として、安全、景観、福祉、文化及び地域産業など社会生活や地域のコミュニティに大きな影響を及ぼす、社会的性格を有するものでもあります。

また、人口減少が進む社会においては、地域の魅力と相まって人を呼び込むための装置として、持続可能な安全・安心な暮らしの基盤として、子孫や文化、慣習などを継承する仕組みとして、住宅の役割が求められます。

このように、住宅は、個人の私的生活の場であるだけでなく、豊かな地域社会を構成する上で重要な要素であり、活力・魅力があふれる地域の礎として位置づけることができます。

このような中、新・群馬県総合計画（ビジョン）では、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」を群馬県が目指す2040年の姿としており、住宅政策においてもキーワードである「多様な県民」「誰一人取り残さない」「幸福を実感できる」「自立分散型の社会」の実現を目指し、今後10年間の新たな住宅政策をまとめた基本計画として「群馬県住生活基本計画2021」を策定しました。

本計画に基づき、「住みよい」群馬県を実現するための諸施策を具体化し、それらを計画的に推進していくとともに、諸施策の進捗状況などを定期的に評価・分析、公表し、その後の施策展開に反映します。

2. 群馬県住生活基本計画の目的

群馬県住生活基本計画2021は、住生活基本法第17条に基づき、住生活基本計画（全国計画）に即して定めるとともに、群馬県内の各地域における生活・文化・気候に合わせて県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画としての性格を有します。

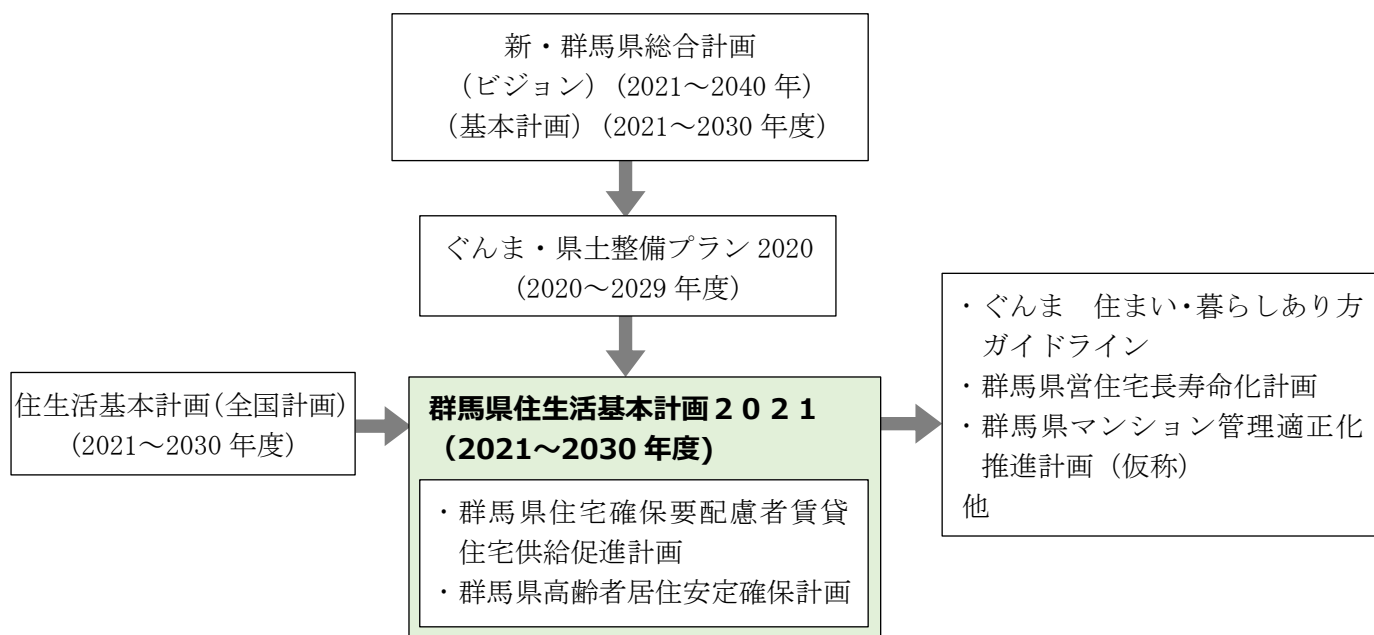
県民のニーズ、県が目指すべき社会及び現在取り巻く多くの政策課題に対応するための基本目標及び目標を達成するための基本施策を設定し、その達成状況を示す成果指標により評価・分析を行いながら、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

3. 群馬県住生活基本計画の位置づけ

本計画は、新・群馬県総合計画（ビジョン）・（基本計画）及びぐんま・県土整備プラン2020を上位計画とします。

ぐんま 住まい・暮らしのあり方ガイドライン、群馬県営住宅長寿命化計画、群馬県マンション管理適正化推進計画（仮称）などの関連計画と連携・整合を図ります。

群馬県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画及び群馬県高齢者居住安定確保計画（2021）については本計画の第4章～5章へ編入し計画を統合して効率的に推進します。



4. 群馬県住生活基本計画の期間

本基本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、住生活基本計画（全国計画）の見直しや今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行います。

第4章 賃貸住宅に関する方針（群馬県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画）

1. 計画策定に関する基本的な事項

（1）計画策定の目的

本計画は、本県の人口動向や住宅ストック・市場の実情を踏まえ、住宅確保要配慮者の住まいに関する施策を総合的かつ効果的に展開することを目的としています。

（2）計画の位置づけ

本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）第5条1項に規定された「都道府県賃貸住宅供給促進計画」として策定する計画であり、住宅政策の上位計画である群馬県住生活基本計画2021等に整合しています。

また、本県の市町村が、住宅セーフティネット法第6条1項に規定された「市町村賃貸住宅供給促進計画」を策定する場合に参考とする計画です。

（3）計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、今後の社会経済の状況の変化や群馬県住生活基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 供給促進計画の策定

（1）本県の住宅確保要配慮者に関する課題

- ・ 住宅確保要配慮者の増加及び多様化
- ・ 本県及び地域別の住宅確保要配慮者の特性を踏まえた対応
- ・ 公民連携による住宅セーフティネット体制の構築
- ・ 住宅確保要配慮者の特性に応じた適切な居住支援の実施

（2）住宅確保要配慮者の範囲

①住宅セーフティネット法第2条第1項第1号から第5号までに定める者

- ・ 低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、身体障害者・知的障害者・精神障害者・その他の障害者、子ども（高校生相当以下）を養育している者

②住宅セーフティネット法施行規則第3条第1号から第10号までに定める者

- ・ 外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、更生保護対象者、生活困窮者自立支援法による援助者、東日本大震災等の大規模災害被災者（発災後3年以上経過）

③住宅セーフティネット法施行規則第3条第11号に規定する本計画で定める者

- ・ 海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTなどの性的マイノリティである者、UIJターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な支

援等を行う者、失業者、低額所得者の親族と生計を一にする学生

(3) 成果指標

①公営住宅の供給の目標

- ・ 令和12年度まで：17,000戸供給（既存公営住宅の募集空き住戸の戸数、新規建設・買取・建替の戸数、民間借上げの戸数の合計）

②民間賃貸住宅（住宅セーフティネット法に基づく登録住宅）の供給の目標

- ・ 令和12年度まで：17,000戸登録

③居住支援法人の業務エリアの市町村数

- ・ 令和12年度まで：29市町村

第4章

1 計画策定に関する基本的な事項

2

供給促進計画の策定

3

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の活用促進のために必要な施策

3. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の活用促進のために必要な施策

(1) 住宅確保要配慮者に対する公営賃貸住宅の活用促進

- ・ 公営住宅の活用促進
- ・ 県住宅供給公社賃貸住宅の活用促進
- ・ 地域優良賃貸住宅の活用促進

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

- ・ 登録住宅等の確保に関する取組
- ・ 登録事業者の指導監督に関する取組
- ・ 居住支援に関する取組
- ・ 生活保護住宅扶助費の代理納付に関する取組
- ・ その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

- ・ 賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策
- ・ 家主の啓発のために講ずる施策